

ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、ペットフード業における景品類の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「ペットフード」とは、穀類、いも類、でん粉類、糖類、種実類、豆類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類、乳類、油脂類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、一般消費者向けに容器に入れられた又は包装されたもので、犬の飲食に供するもの又は猫の飲食に供するものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、ペットフードの製造業者、輸入業者又は販売業者をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するペットフードの取引に付随して、相手方に提供する物品、金銭、その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商習慣に照らして値引きと認められる経済上の利益及び正常な商習慣に照らして当該取引に係る商品に附属すると認められる経済上の利益は含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票</p>	<p>第1条 ペットフードと他の商品を合せて、販売する場合(抱き合せ販売、総合売り出し等)において、当該販売について景品類を提供する時であっても、ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条の制限を超えてはならない。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>（景品類の提供の制限）</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて当該景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>（公正取引協議会の事業）</p> <p>第4条 ペットフード公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p>	<p>第2条 この施行規則に定める景品類の価格の算定は、全て市価によるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(違反に対する調査)</p> <p>第5条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを公正取引協議会に対して求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分することができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第5条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者を送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から30日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいてさらに審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示の日から施行する。</p>